

# 村山市給水装置工事申請注意事項

## 1. 工事申請

村山市給水装置工事設計審査申請書 2部 (1部コピー) を提出すること。  
審査申請料・・・新設、増設その他これに類するもの 2,000円

## 2. 加入金

加入金の徴収は、基本的に申請承認時に徴収する。申請受付時に加入金を持ってきた場合はその時点で受け取る。ただし、判断しかねる場合は承認時に徴収する。

加入金料金表

| 口径    | 金額         | 消費税      | 合計         |
|-------|------------|----------|------------|
| 13mm  | 35,000円    | 3,500円   | 38,500円    |
| 20mm  | 40,000円    | 4,000円   | 44,000円    |
| 25mm  | 70,000円    | 7,000円   | 77,000円    |
| 30mm  | 100,000円   | 10,000円  | 110,000円   |
| 40mm  | 200,000円   | 20,000円  | 220,000円   |
| 50mm  | 400,000円   | 40,000円  | 440,000円   |
| 75mm  | 700,000円   | 70,000円  | 770,000円   |
| 100mm | 1,000,000円 | 100,000円 | 1,100,000円 |

※なお、増口径は新口径と旧口径の額の差額となります。

## 3. 道路占用許可申請

- |              |   |
|--------------|---|
| 1) 国・県道占用申請書 | 提出3部 (着工前の写真)   |
| ※ 国・県道工事着工届  | 提出1部 着工日決定後連絡   |
| 国・県道工事完了届    | (施工前・施工中・施工後の写真1部提出)                                  |
| 2) 市道占用申請書   | 提出3部  |
|              | (申請書、位置図、平面図、横断図、標準断面図、交通規制図、箇所図 (これまで通行制限に添付していたもの)) |
| 通行制限         | 提出不要ただし、道路工事届出書は消防署へ提出し、その写しを水道課へ提出すること。              |

4. 使用材料 村山市給水装置工事施行基準参照

5. 工事方法 //

## 6. 完成検査

工事完了後は、速やかに給水装置工事検査申請書 2部 (1部コピー) を提出し、水道課の検査を受けること。特に新築家屋などの場合、使用者が入居する前に検査を受けること。  
検査申請料・・・3,000円

※ 村山市給水装置工事設計審査申請書、検査申請書は村山市管工事業協同組合で取扱いしています。  
(TEL0237-55-6025)